

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

令和6年1月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	ちばシティバス株式会社 (法人番号: 8040001004716) 代表者 森 勉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市美浜区新港32-12 (千葉営業所) 千葉県千葉市美浜区新港32-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月18日、公安委員会からの通知及び労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	市川交通株式会社（法人番号：8021001036156） 代表者 市川 正雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市平塚2-6-18 (本社営業所) 神奈川県平塚市中堂53・54
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和5年9月19日及び令和5年10月10日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	ちばシティバス株式会社 (法人番号: 8040001004716) 代表者 森 勉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市美浜区新港32-12 (千葉営業所) 千葉県千葉市美浜区新港32-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月24日、公安委員会からの通知及び労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)